

「足場の組立て、解体、変更業務従事者特別教育」開催のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部

平成27年7月1日から施行された労働安全衛生規則の改正により、「足場」の組立て、解体、変更業務に従事させる者に対しては、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第39号)の規定により、事業者特別教育の実施が義務付けられました。

この特別教育は、足場の組立て等の作業の際に、関係労働者の重篤な労働災害が多発しており、その防止を図ることを目的としており、足場や作業方法についての知識、労働災害の防止に関する知識や関係法令等を予め習得して、その後に安全作業に従事して頂くためのものです。

今般、当協会東部支部で標記の特別教育を下記のとおり実施することとしました。御社の従業員の中で、当該業務に従事している、あるいは従事することが予定される方であってまだ受講されていない方につきましては、この機会を是非ともご利用いただきますようご案内いたします。

なお、本件特別教育の対象となる「足場」については、高さによる除外はありませんので、ご留意ください。

記

1 日 時 平成31年2月13日(水) 10:00~17:00

2 場 所 鳥取市若葉台南1丁目17番地 鳥取県労働基準協会 2階

3 日 程

科 目		時 間	講 師
学 科	足場及び作業の方法に関する知識	10:00~13:50 (途中休憩 50分)	一級学科講師 一級とび技能士 吉森 英樹 氏
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	13:50~14:20	
	(休憩)	14:20~14:30	
	労働災害の防止に関する知識	14:30~16:00	
	関係法令	16:00~17:00	

4 受講料 労働基準協会員事業場 1人 8,000円
非労働基準協会員事業場 1人 10,000円

*受講料の中には、特別教育用テキスト「足場の組立て、解体、変更業務従事者安全必携」（本体741円+税）の代金を含みます。

- 5 申込方法 下記の受講申込書に受講料を添えて当協会東部支部（鳥取市若葉台南1丁目17番地）へ申し込み下さい。郵送又はFAX(0857-52-5061)でも受付けますが、その場合、受講料は開催日の7日前までに現金書留か下記の銀行へ振込みをお願いします。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座No.0051204
名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

- 6 申込期限 平成31年2月5日（火）まで

7 その他

- (1) この「足場の組立て、解体、変更業務従事者特別教育」は、建設業については、建設事業主が行う建設労働者に対する雇用改善等の措置として「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」の対象となっており、対象受講者に係る「経費・賃金助成」を受けることができる場合があります。なお、助成金の申請に当たっては、事前（受講の3月前から1週間前の間）に計画届をハローワークに届け出ること、受講終了の翌日から2月以内に申請することなどの手続きが必要です。



詳細は、鳥取労働局職業安定部訓練室（Tel 0857-88-2777）にお問い合わせ下さい。

- (2) 「特別教育・能力向上教育等受講証」または「特別教育等受講者記録」をお持ちの事業場は、当日、受講者に持参させ、受付の際に渡して下さい。なお、受講者には、各人ごとに修了証を交付します。

- (3) 受講申込み後の取消しは、開催日の7日前までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。

- (4) 受講者は、当協会から特段の連絡がない限り、受講当日、直接会場にお越し下さい。

- (5) 講習会場周辺にはレストラン等が少ないので、弁当等を準備されることをお勧めします。

- (6) 当会館駐車場は約25台駐車できます。この駐車場が満車の場合に限って上の地図のP1、P2の駐車場をご利用ください。



(本教育の照会先電話番号 0857-52-5060)

足場の組立て、解体、変更業務従事者特別教育受講申込書

H 3 1 . 2 . 1 3 (水) 開催

フリガナ 氏 名	生 年 月 日	基準協会員・非会員の別
		該当に○印をして下さい ・ 基準協会員事業場 ・ 非基準協会員事業場

受講者数 (名) 受講料計 (円)

上記のとおり申し込みます。

平成31年 月 日

郵便番号

所在地

事業場 名 称 ⑩

(主たる事業内容)

(TEL - -)

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿
 (TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)